平成２８年（フ）第５４５号
堺市中区東山255番地
破産者　総合建設ジャスティスことＡＴＥＰこと　池中　啓二
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８００号
大阪府富田林市若松町西３丁目1447番地19
破産者　圓岡　靖雄
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８２６号
堺市西区鳳南町５丁486番地７　ルイシャトレ鳳111号
破産者　原賀　貴志
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５８１号
神戸市中央区雲井通４丁目１番11―402号
破産者　河本　大樹
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３２号
大阪市北区大淀中３丁目11番25―706号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目１番１―907号
破産者　小仲　一郎
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１８４号
大阪府豊中市南桜塚１―１―１ウエストビル10号室、住民票上の住所兵庫県宝塚市逆瀬川１丁目１番46号　105号
破産者　北口　茂樹
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
兵庫県伊丹市鈴原町５丁目30番地12
破産者　山澤慎太郎
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２３９号
兵庫県宝塚市山本野里１―51―１、住民票上の住所兵庫県宝塚市口谷西１丁目８番４号
破産者　馬場　**隆**一
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
兵庫県姫路市香寺町田野1017番地38
破産者　中西　知喜
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２４４号
兵庫県姫路市網干区津市場340番地４
破産者　冨田　　實
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１８０号
岡山県倉敷市新田2943番地２　ＦＬＯＷＥＲＲＯＡＤ325―102号
破産者　田尾　友哉
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
佐賀県小城市小城町岩蔵3142番地
破産者　冬野　京子
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２７号
佐賀県鳥栖市大正町838番地10　第二大正町ハイツＡ―３、開始決定時の住所佐賀県鳥栖市弥生が丘２丁目245番地21
破産者　西村拡一郎
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４１号
佐賀県多久市東多久町大字別府4372番地１　ダンデライオン102号
破産者　芦屋　慎吾
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４号
長崎県壱岐市郷ノ浦町柳田触703番地
破産者　平田　　誠
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２８年（フ）第４２７号
熊本市北区西梶尾町640番地１　エピカリス貴105号
破産者　中川　喬章
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５６号
鹿児島県志布志市有明町伊**崎**田9089番地
破産者　大森　幸江
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第６５号
北海道美唄市東５条北４丁目８番４号
破産者　菅原　敏美
１　決定年月日　平成29年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第４５４号
仙台市太白区桜木町22番55号　オリオンＭ・Ｓ102
破産者　切明畑正徳
１　決定年月日　平成29年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係